

再生利用事業登録を取得

食り堆肥の品質向上も強化

廃棄物処理業などを手掛ける塵芥センター（高松市、平尾範明社）

長、☎087・8886・3040）は、2011年から開始させてい

る食品残さの肥料化事業で、このほど食品リサイクル法上の「再生

利用事業登録」認定を受けた。製造肥料の品質確保につなげると

もに、登録による収集運搬上の特例等を活用して事業拡大を目指す。

同社は1971年の設立。香川県内を中心として各種施設のしゅんせつ、吸引、産廃・一廃の収集運搬および処理業務等を展開してきた。食品リサイクルに

ついては、食り法の改正や顧客からのニーズを受け、11年7月に廃棄食品肥料化工場「ジ

ンカイ・グリーンファクトリ塩江」の外観（B）導入しているクリーンコンボ（C）

その後、処理物をさるって異物を取り除き、フレコンバッグに詰めてさらに3カ月間熟成。これを袋に小分けし、園芸店やホームセンター、農家などに供給する。

同社は現在、県内の大手スーパーやコンビニ、食品工場などから、加工残さ・販売期限切

れ商品といった食品残さを受け入れてもらっている。

平尾社長は今後について、「製造肥料の実績がまだ浅いので、実際に農業の現場で使用してどのような成果があるのか、より具体的に研究を重ねていきたい。そして、さらに品質の高い肥料製造につなげていくことが目標」と語っている。

「ジ
ンカイ・グ
リーンファ
クトリ
塩江」の外
観（B）
導入してい
るクリーン
コンボ（C）

